

## 積立式定期預金（ハイプラン）

（平成23年4月1日現在）

* 特色、重要事項、その他	
<p>1. 積立目的に合わせて満期日を自由に設定できます。ムリのないマネープランがたてられます。</p> <p>2. 本預金は、1回あたり預入された金額を個々の定期預金とする積立式定期預金です。積立の方法には以下の2種類があります。</p> <p>(1) 自由型・・・積立期間を定めないエンドレス型です。          預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金となります。お申し出のない場合には最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続されます。</p> <p>(2) 目標型・・・1年以上30年以内で積立期間を定める目標型です。          当初預入日から目標日までの期間に応じ預入れのつど3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金、またはスーパー定期預金とします。なお、この預金は目標日の3ヶ月前まで預入することができます。また、目標満期日までは同期間の期日指定定期預金またはスーパー定期預金に継続されます。          （くわしくは窓口までお問い合わせください。）</p> <p>3. 満期日前に解約の場合、中途解約利率が適用になります。          （商品概要「10. 中途解約時の取扱い」参照）          また、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。          （商品概要「11. 満期日以降の利息の取扱い」参照）</p> <p>4. 預金保険制度の対象となります。万一金融機関が破綻した場合、決済用預金を除く当行預入の他の保護対象預金と合算して、預金者1人あたり、元本合計1,000万円までとその利息等が保護されます。（くわしくは窓口までお問い合わせください。）</p> <p>5. 取扱い規定...「定期預金共通規定」「積立式定期預金規定」等を適用します。</p>	
* 商品概要	
1. 商品名 （愛称）	・ 積立式定期預金 愛称：ハイプラン
2. ご利用いただける方	・ 個人の方のみ
3. 預入期間	《目標型》 ・ 1年以上 30年以下（目標日の3ヶ月前までの預入となります。） 《自由型》 ・ 1年以上で預入期間の制限はありません。
4. 預入方法 （1）預入方法  （2）預入金額 （3）預入単位	・ 毎月の定額預入および随時預入 （毎月の定額預入は年2回の増額ができます。） ・ 普通預金からの自動振替のほか、現金によるお預入れは、窓口のほかATMでもご利用いただけます。 ・ 一回あたり 1万円以上300万円未満 ・ 1,000円単位



<商品概要説明書>

<p>9 . 付加できる特約事項</p>	<p>・マル優のお取扱いができます。          ただし、平成18年1月1日のマル優の制度改定により、マル優の対象者は障害者等の方のみとなります。          (くわしくは窓口までお問い合わせください)</p>
<p>10 . 中途解約時の取扱い</p>	<p>(1) 各預入時の預金が期日指定定期預金の場合          ・満期日前に解約する場合は以下の中途解約利率(小数点以下第4位以下切捨て)により計算(1年毎の複利計算)した利息とともに払い戻します。なお、この利率が、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。          A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率          B. 6か月以上1年未満 2年以上利率 × 40 %          C. 1年以上1年6か月未満 2年以上利率 × 50 %          D. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率 × 60 %          E. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率 × 70 %          F. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率 × 90 %</p> <p>(2) 各預入時の預金が自由金利型定期預金(M型)の場合          ・満期日前に解約する場合は以下の中途解約利率(小数点以下第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。          ・中途解約利率は、お預入日から解約日の前日までの日数について、預入期間に応じた利率を適用します。          ただし、解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率を適用します。          A. 6か月未満: 解約日における普通預金の利率          B. 6か月以上: 預入日における預入期間に応じた約定利率 × 90 %</p>
<p>11 . 満期日以降の利息の取扱い</p>	<p>《目標型》          目標満期以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。          《自由型》          自動継続を停止した場合等の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。            (くわしくは窓口までお問い合わせください。)</p>
<p>12 . その他参考となる事項</p>	<p>下記に「積立式定期預金定期預金規定」を記載しています。</p>
<p>13 . 当行のお問い合わせ、ご相談、要望・苦情の受付窓口</p>	<p>徳島銀行お客さま相談室          フリーダイヤル：0120-87-1090          受付時間：平日(銀行営業日)9時～17時</p>
<p>14 . 一般社団法人全国銀行協会の苦情対応および紛争解決の受付窓口</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室          電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772          受付時間：平日(銀行営業日)9時～17時</p>

## <商品概要説明書>

### 《ご参考》～積立式定期預金規定～

#### 1.(預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1口10,000円以上とし、毎月口座振替の方法のほか、現金、小切手、その他証券類により、預入れできます。なお、窓口で預入れられる場合は必ず通帳を持参してください。
- (2) この預金は、現金に限り当店のほか当行のどこの店舗でも預入れができます。

#### 2.(口座振替による預入れ)

- (1) この預金を口座振替の方法で払込む場合は、当行所定の口座振替依頼書により当店へ申出てください。また、口座振替を中止または振替口座を変更するときは、あらかじめ書面で当店に届出てください。

(2) 振替指定日における引落指定口座の残高が振替金額に満たないときは、その月の振替は行いません。ただし、振替金額の不足額が総合口座取引規定、とくぎん新総合口座規定に定める貸越限度額の範囲内、かつ「当座貸越が発生する場合の取扱」で「振替を中止する」の指定がない場合、および当座勘定貸越契約書に定める貸越限度額の範囲内の場合は振替えます。

#### 3.(預金の種類、期間、継続の方法、支払時期等)

この預金への預入れは、あらかじめ指定を受けた種類により次のとおり取扱います。

##### (1) 自由型

- A. この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。
- B. この預金(一部解約後の残りの預金を含む)は、継続の停止または解約の申出のない限り最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。この場合、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、各々の預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- C. 継続された預金についても前号と同様とします。
- D. 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、1口の預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- E. 満期日は、前記Dに準じてこの口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- F. 満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- G. 指定された満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またその間に最長預入期限が到来したときは、満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

##### (2) 目標型

- A. 当初預入日からこの通帳記載の目標日までの期間に応じ預入れ(後記Bに規定する継続を含む)のつど次の各々の定期預金とします。なお、この預金は目標日の3か月前まで預入れることができます。
  - (a) 預入日(または継続日)から目標日までの期間が3年3か月以上の場合・・・3年後の応答日を最長預入期限とする期日指定定期預金
  - (b) 預入日(または継続日)から目標日までの期間が3年を超え3年3か月未満の場合・・・預入期間が3か月の自由金利型定期預金(M型)
  - (c) 預入日(または継続日)から目標日までの期間が1年超3年以下の場合・・・目標日を満期日とする期日指定定期預金
  - (d) 預入日(または継続日)から目標日までの期間が3か月以上1年以下の場合・・・目標日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(預入期間が3か月・6か月・1年の場合は定型式、その他の場合は満期日指定型の自由金利型定期預金(M型))
- B. 3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金および目標日の3か月前を満期日とする期日指定定期預金は、最長預入期限および満期日にその元利合計額をもって前記Aによる定期預金として継続します。この場合、同一日に継続する他の定期預金があるときには、各々の元利金をまとめて1口の定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- C. 定期預金の種類が期日指定定期預金の場合には、据置期間満了日後は満期日を変更することができます。この場合、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、変更後の満期日以後に支払います。なお、一口の預金の一部について満期日を変更するときは1万円以上の金額で指定し

## <商品概要説明書>

てください。

D. 前記Cによる変更後の満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、満期日の変更はなかったものとします。

### 4.(利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間について、預入日(継続したときはその継続日)現在における店頭掲示の預金利率表記載の利率により計算します。但し、期日指定定期預金の場合は、1年複利の方法で計算します。
- (2) 継続を停止した場合の利息(期日指定定期預金で預金の全部または一部について満期日を指定または変更した場合の利息を含む)は満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。
- (3) 当行がやむを得ないと認め満期日前に解約する場合、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について、所定の満期日前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に預入れ(または継続)される預金から適用します。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 5.(預金の解約・書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (2) この預金は、解約する預金を指定せずに、この預金口座の残高の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。
  - A. 預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日までの日数が多いものからとします。
  - B. 前記Aで、解約日にすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。また、預入日からの日数が同じ預金複数口ある場合は、お預り番号の若いものから解約します。
- (3) 前記(2)の順序で最後に解約することとなった預金が期日指定定期預金以外の場合は全額解約します。また、その預金が期日指定定期預金の場合は、次により解約します。
  - A. その預金が据置期間中の場合、最長預入期限が到来している場合、またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額
  - B. その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額
    - (a) その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円
    - (b) その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額

以上